

継続支援関係の定義

① **法律に基づき特別に設置された機関** [下記(2)] の**会員・組合員** (過去から1年以上継続しているもの又は今後も含め会員・組合員期間が1年以上のものに限る)

② **法律に基づく士業** [下記(1)、(3)] の**顧問先** (過去から1年以上継続しているもの又は今後も含め契約期間が1年以上のものに限る)

③ **預金取扱金融機関** [下記(2)] の**事業性融資先** (株式保有先含む)

④ **登録確認機関** [下記(1)、(2)、(3)] の**反復継続した支援先** (申請希望者の本業で2019年～2021年の間に毎年1回以上の支援実績があるものに限る)

【事業復活支援金の登録確認機関】

(1) 認定経営革新等支援機関

- 中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた税理士、中小企業診断士、行政書士など

(2) 認定経営革新等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| ● 商工会/商工会連合会 | ● 農業協同組合/農業協同組合連合会 |
| ● 商工会議所 | ● 漁業協同組合/漁業協同組合連合会 |
| ● 中小企業団体中央会 | ● 生活衛生同業組合/都道府県生活衛生営業指導センター |
| ● 預金取扱金融機関 | ● 商店街振興組合/商店街振興組合連合会 |

(3) 上記を除く機関又は資格を有する者等

- | | | |
|-----------|------------------|----------|
| ● 税理士 | ● 公認会計士 | ● 行政書士 |
| ● 税理士法人 | ● 監査法人 | ● 行政書士法人 |
| ● 中小企業診断士 | ● 青色申告会連合会/青色申告会 | |